

令和 7 年度地方債についての質疑応答集

この質疑応答集は、従来、頻繁に電話等でお問い合わせいただいた項目について、地方公共団体における執務上の参考のためにとりまとめたものです。

〔凡例〕

地財法：地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

【26 デジタル活用推進事業】

Q26-1 デジタル活用推進事業の期間はいつまでですか。

A26-1 令和 11 年度までです。

Q26-2 本市では「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画【4.0 版】」を参考に「全体方針」を策定していますが、デジタル活用推進計画を別に策定する必要がありますか。

A26-2 各地方公共団体が策定している DX 推進に関する計画等の内容を活用しつつ、「デジタル活用推進事業債等の取扱いについて」（令和 7 年 4 月 1 日付け総務省自治財政局地方債課、総務省自治財政局公営企業課、総務省自治行政局地域 DX 推進室事務連絡。Q26 において「事務連絡」という。）別紙 1 に示す記載事項に沿って必要事項を記載した計画を提出してください。

Q26-3 デジタル活用推進計画は、いつまでに提出する必要がありますか。

A26-3 起債協議等に先立って、「事務連絡」に示す期日までに提出していただきます。総務省は、デジタル活用推進計画の記載事項が適切に記載されていることを確認したのち、各地方公共団体へ連絡しますので、その連絡を踏まえ、起債協議等を行ってください。

Q26-4 公営企業が実施するものに係る負担又は助成については、どのようなものが対象になりますか。

A26-4 一般会計等が公営企業が実施する事業に対して負担又は助成を行う場合、①地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システムの導入又は改修に係る事業及び情報通信機器等の整備に係る事業並びに②eL-QR を活用した公金収納のための情報システムの導入又は改修に係る事業（地方債に関する省令（平成 18 年総務省令第 54 号）第 2 条の 23 第 1 号）が対象となります。

なお、医療若しくは看護又は介護のために必要な、一品当たりの取得価格が 20 万円以上、かつ耐用年数が 5 年以上である機器については、病院事業・介護サービス事業債の対象となります。

Q26-5 デジタル活用推進事業において、公共的団体とはどのような団体ですか。

A26-5 公益財団法人、公益社団法人、農業協同組合、商工会、商工会議所、社会福祉法人など地財法第 5 条第 5 号に規定する公共的団体を指します。

Q26-6 既存のシステムの単純更新や機能強化を伴わない改修であっても、デジタル活用推進事業の対象となりますか。

A26-6 既存のシステムの単純更新及び機能強化を伴わない改修はデジタル活用推進事業の対象となりません。なお、既存のシステムの更新に併せて当該システムの一部を改修する場合、当該改修が地方債に関する省令附則第 2 条の 21 に該当する事業であれば、当該改修に要する経費に限り、対象となります。

Q26-7 情報システムの導入又は改修には、どのような経費が対象となりますか。

A26-7 次のようなものが対象となります。

- ・ 移行経費 システム移行及びデータ移行に要する経費
- ・ 開発経費 システムのプログラミング等に要する経費、システムを構成するソフトウェア製品の買取りに要する経費、設計書の作成に要する経費

- ・ 移行・開発に付随する経費 調査研究に要する経費、プロジェクト管理支援経費、テスト経費
- ・ ハードウェア購入費 システムを構成するハードウェアの買取りに要する経費

なお、システム利用料・保守料・機器のリース料のように、毎年度の利用に要する経費については、対象となりません。

Q26-8 システム利用料・保守料・機器のリース料を、初年度に複数年度分まとめて支払った場合、対象となりますか。

A26-8 システム利用料・保守料・機器リース料のように、毎年度の利用に要する経費については、たとえ初年度にまとめて支払ったとしても対象となりません。国庫補助事業として実施される情報システム、情報通信機器等の整備においても、同様の取扱いです。

Q26-9 情報通信機器の範囲を教えてください。

A26-9 一概にその範囲を定めることは困難ですが、情報の処理、入出力、伝達等を行う機器であって通信機能を有するものが対象となります。具体的には、コンピュータ（PC・タブレット端末）及びその周辺機器、キオスク端末、カードリーダー、キャッシュレス端末、通信機能を有するカメラ・センサー・ドローン等が対象となります。

Q26-10 「住民に対して提供するサービスに係る業務における当該サービスの提供を受ける住民の利便性の向上のために必要な情報システム」、「住民に対して提供するサービスにおいて当該住民又は当該サービスを提供する職員が利用する情報通信機器」とは、具体的にどのようなものが対象となりますか。

A26-10 住民に対して提供するサービスにおいて住民又は職員が利用する情報システム・情報通信機器であって、待ち時間・移動時間の短縮、住民の作業負担の軽減、当該サービスの質の向上等の直接・明確な導入効果が住民に生じるものが対象となります。具体的には、次のような情報システム・情報通信機器が対象となります。

<情報システム>

オンライン申請システム、書かない窓口システム、証明書コンビニ交付システム、公共施設予約システム、オンライン学習システム、電子図書館システム、こども見守りシステム、健康応援アプリ、母子手帳アプリ、公開型 GIS、氾濫状況モニタリングシステム、スマート除雪システム、防災情報提供システム等

<情報通信機器>

カードリーダー、住民窓口設置端末、キャッシュレス機器、キオスク端末、電子黒板、見守りカメラ・センサー、インフラ点検用ドローン、河川水位センサー・カメラ、降雪量センサー等

Q26-11 「関連する情報システム」とは、具体的にどのようなシステムが対象となりますか。

A26-11 デジタル活用推進事業の対象となる情報システムの導入又は改修の効果を十分に発揮させるために併せて行う当該情報システム以外の情報システムの導入又は改修が対象となります。具体的には次のようなものが対象となります。

（例）フロントヤードシステムと情報連携する基幹システムの改修、コンビニ交付サービスと情報連携する基幹システムの改修、マイナンバーカードアプリケーション搭載システムのための庁内システム改修、eL-QRを活用した公金収納のための財務会計システムの改修

Q26-12 eL-QRを活用した公金収納のための情報システムの導入又は改修に係る事業は公営企業が実施する事業に係る負担又は助成についても対象になりますか。

A26-12 eL-QRを活用した公金収納のための情報システムの導入又は改修に係る事業は、公営企業が実施する事業に係る負担又は助成を含め対象となります。

Q26-13 「内部管理に関する」情報システム・情報通信機器として対象外となるものは、どのようなものですか。

A26-13 専ら地方公共団体等内部の事務処理において利用され、直接・明確な導入効果が住民に生じないものは対象外となります。なお、「事務連絡」別紙2もご参照ください。

Q26-14 「行政運営の効率化を図るために地方公共団体が共同して調達を行う情報システム」について、具体的にどのよ

うな場合が対象となりますか。

A26-14 複数の地方公共団体間で合意した単一の仕様書等に基づき、単一の事業者からシステムを共同で調達するものであって、個別地方公共団体が調達する場合に比べ、調達コストの縮減が見込まれるものが対象となります。

例えば、①都道府県や一部事務組合等が1つのシステムを導入し、複数市町村が当該システムを共同で利用する場合や、②単一のシステム仕様書を作成し、共同調達に取り組むこととしている市町村分を集約した入札等により事業者を選定後、当該市町村がそれぞれシステムを導入する場合等を想定しています。

なお、内部管理に関する情報システムであっても、当該要件を満たす場合には対象となります。

Q26-15 共同調達によるシステム導入について、地方公共団体ごとに異なるオプション機能を付ける場合、仕様書の一部が団体ごとに異なることとなりますが、当該オプションを含めて対象となりますか。

A26-15 地方公共団体ごとに異なるオプションを付けることにより、仕様書の一部が地方公共団体ごとに異なる場合であっても、「単一の仕様書等」の要件を満たします。地方公共団体ごとに異なるオプション機能を付けることのみをもって、対象外となることはありません。

Q26-16 共同調達によるシステム導入について、システムの導入時期は、参加団体間で揃っていなければならないでしょうか。複数の地方公共団体間で合意した単一の仕様書等に基づき、単一の事業者からシステムを共同で調達するが、初年度にシステムの導入を行うのは1団体のみで、他の団体は翌年度以降にシステム導入を行う場合は対象となりますか。

A26-16 参加地方公共団体間で合意した単一の仕様書等に基づき、単一の事業者からシステムを共同で調達する事業であれば、必ずしも導入時期が揃ってなくても構いません。初年度にシステムを導入する団体が1団体であっても、翌年度以降に他の団体がシステム導入する場合であれば共同調達の要件を満たします。ただし、参加予定団体名及び各団体の導入予定時期が確認できる資料を添付してください。

Q26-17 令和6年度以前に行われたシステムの共同調達について、令和7年度以降に追加で参加する団体がいる場合、当該団体におけるシステム導入経費は、デジタル活用推進事業の対象となりますか。

A26-17 当該団体が個別に調達する場合に比べ、調達コストの縮減が見込まれるものは対象となります。

Q26-18 共同調達によるシステム導入の場合、システム名、参加予定地方公共団体及び導入予定時期が確認できる資料を添付することとされていますが、具体的にどのような資料を想定していますか。

A26-18 「事務連絡」別紙1のとおり、システム名、参加予定地方公共団体及び導入予定時期を含むものであれば、名称・形式は問いません。事務の参考として、当該事項を伴う資料の一例として、都道府県が市町村と合意形成の上、共同調達の方針を作成した場合の例を「事務連絡」別紙1別添3のとおり示しますので、ご参照ください。

Q26-19 地域社会の諸課題を解決するために必要な情報システム、地域社会の諸課題を解決するために必要な情報通信機器について、具体的にどのような情報システム・情報通信機器が対象となりますか。

A26-19 地域社会の維持・発展を図る上で重要な以下の①～⑦の課題を解決するために直接的に必要となるものをいいます。具体的には以下のとおりです。

＜① 移住及び定住並びに地域間交流の促進＞

移住及び定住並びに地域間交流を促進するものが対象となります。

(例) サテライトオフィス・コワーキングスペースにおけるPC等

＜② 農林水産業、観光産業、商工業その他の地域産業の生産性向上＞

農林水産業、観光産業、商工業等の地域産業の売上増加、コスト削減等により生産性を向上させるものが対象となります。

(例) 営農環境モニタリングシステム、農業用ドローン、地域通貨システム、観光アプリ、観光協会が導入する域内の全宿泊施設が対象となる予約システム等

＜③ 日常的な移動のための交通手段の確保＞

地域公共交通の利用機会や質を維持確保するものが対象となります。

(例) バス運行情報提供システム、オンデマンド交通システム、住民向け MaaS アプリ、交通キャッシュレス機器等
＜④生活環境の維持及び管理＞

上下水道等の生活インフラを維持管理するものが対象となります。

(例) 水道管路劣化状況点検システム、管路等劣化状況点検用ドローン、水道スマートメーター、浄水場等運転監視システム、内水氾濫に関する情報配信システム、トンネル軌道点検システム等
＜⑤子育て環境の確保＞

地域の子育て環境や保育の質を維持確保するものが対象となります。

(例) 保育所・放課後児童クラブ支援システム、保育所こども見守りカメラ等
＜⑥保健及び福祉の向上＞

地域保健福祉の機会や質を維持確保するものが対象となります。

(例) 高齢者見守りシステム、介護ロボット等
＜⑦医療の確保＞

地域医療の受診機会や質を維持確保するものが対象となります。

(例) オンライン診療システム、遠隔画像診断システム、地域医療連携システム等
なお、単にデジタル化により特定の事業者等の業務の効率化や、サービス利用者の利便性向上が図られることのみをもって、地域社会の諸課題を解決するために必要なものとはできません。
(例) 料金等情報提供システム、上下水道開閉栓受付システム、上下水道料金閲覧システム、問診システム、病院会計自動精算機システム、電子カルテ、電子処方箋システム、出資法人等が運営する個別の宿泊施設における予約システム等

Q26-20 タブレット端末の購入にあたり、ケースやタッチペン等の付属品や使用するのに不可欠なソフトウェアの購入に係る経費がかかりますが、対象経費に含まれますか。

A26-20 情報通信機器本体を使用するのに不可欠のものであって、一体として購入されるものは対象となります。

Q26-21 公立学校情報機器整備費補助金による事業について、継ぎ足し単独事業は対象となりますか。

A26-21 資金手当として対象となります。

Q26-22 新しい地方経済・生活環境創生交付金による事業のうち、デジタル活用推進事業の対象となるのはデジタル実装型による事業に限りますか。

A26-22 新しい地方経済・生活環境創生交付金による事業のうち、デジタル実装型により実施する事業に限り、デジタル活用推進事業の対象となります。

Q26-23 地方債に関する省令附則第2条の21第4号イ及びロに掲げる情報通信機器を利用するために必要な公共施設内の LAN 整備は、どのような事業が対象となりますか。

A26-23 「住民に対して提供するサービスにおいて当該住民又は当該サービスを提供する職員が利用する情報通信機器」又は「地域社会の諸課題を解決するために必要な情報通信機器」を利用するための公共施設内の LAN 整備が対象となります。単にインターネットに接続するサービス（公衆 Wi-Fi）を提供することを目的とした LAN 整備については対象となりません。

Q26-24 観光地における公衆 Wi-Fi の設置や有線 LAN の整備などのネットワーク環境の整備については、情報通信機器等の整備として対象となりますか。

A26-24 観光地におけるネットワーク環境の整備については、「観光産業の担い手不足の解消、コスト削減等により生産性を向上させるもの」に直接的に必要なものとはいえないため、対象となりません。

Q26-25 「デジタル活用推進計画に位置付ける事業単位を一件として、一件の事業費が 100 万円以上のものであること」とは、どういうことですか。

A26-25 デジタル活用推進事業は、同一の効果を目的として行われる情報システムの導入・情報通信機器等の整備を事業単位として、一件当たりの事業における情報システムの導入・情報通信機器等の整備に要する経費が 100 万円以上のものを対象とします。

例えば、

- ・高等学校の学習環境改善事業における学習者用端末の購入について、端末の単価が 100 万円未満だとしても、端末の購入経費全体として 100 万円以上であれば、対象となります。
- ・また、地域公共交通改善事業において、バス運行情報提供システムと GPS 機器を合わせて整備する場合、情報システムと機器の整備に要する経費全体として 100 万円以上であれば、対象となります。

Q26-26 「自治体におけるシステム整備の考え方」に沿って導入される情報システムとはどのようなものですか。

A26-26 自治体 DX 推進計画「3. (2) 自治体におけるシステム整備の考え方」においては、①20 業務に係る情報システムの標準化に引き続き注力すること、②共通 SaaS の利用を推進すること、③各府省庁が自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システムについてその趣旨を踏まえた整備・利用を推進すること、④②の対象とならない業務・システムについて都道府県の共同調達等により整備を進めることを検討することとされ、また、SaaS 利用を前提とし、できる限りその利用規模を拡大していくことを目指すことが記載されています。デジタル活用推進事業を活用する情報システムの導入について、この考え方に沿ったものであることをデジタル活用推進計画に記載してください。なお、当該考え方に沿って導入されない情報システムの導入は対象外となります。

令和 7 年度における③の各府省庁の統一的な取扱いは、「各府省庁において自治体に統一的な取扱いを求めている業務・システムについて（周知）」（令和 7 年 4 月 1 日付け総務省自治行政局地域 DX 推進室、自治財政局地方債課事務連絡）に示しており、この取扱いに沿って導入されない情報システムの導入は、デジタル活用推進事業の対象外となります。